

水田農業の推進方針

平成 29 年 8 月 23 日
盛岡市玉山地域農業再生協議会

1 策定の趣旨

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月）において、平成 30 年産以降、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むことを内容とする「米政策の見直し」を決定した。

そのため、岩手県農業再生協議会では、米政策の見直しに的確に対応する仕組みの検討を進め、平成 29 年 5 月に「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」を決定し、今後 5 か年の水田農業の推進方針を策定した。

これを受け、当協議会としても、主食用米と転作作物の最適な組み合わせによる体質の強い水田農業を確立するための推進の考え方として、今後 5 か年の「水田農業の推進方針」を策定することとしたものである。

今後は、この方針に基づき、関係機関・団体が一体となって、需要に応じた主食用米の生産、水田フル活用による農業者の所得の向上及び水田農業を支える担い手の育成等に取り組むものとする。

2 地域農業の現状

当該地域は、岩手県の内陸部、北上盆地の北部に位置している。総面積は 397.32k m²で、西部に秀峰岩手山を擁する奥羽山脈、東部には姫神山を擁する北上高地が南北に縦走し、この山地の間を北上川が南流している。典型的な内陸性気候であり、寒暖の差が激しい気象条件の中で、自然条件・地理的条件等の特性を生かしながら、主要作物の米のほか、きゅうり、とまと、ねぎなどの野菜やそば、大豆、畜産など多様な農業生産が行われている。

地域は大別して渋民地域、巻堀地域、玉山地域、藪川地域の 4 地域に区分される。渋民地域は、基盤整備された圃場が多くを占めており、水稻と畜産及び野菜、花き、大豆、小麦との複合経営が中心となっている。また、兼業農家が半数を占めており、農作業委託を行う農家が増加傾向にある。巻堀地域は、土地改良事業により基盤整備された圃場が大半を占め、水稻と野菜、畜産との複合経営が進んでいる。また、大規模農家が多い地域である。玉山地域は、農業生産条件が不利な中山間地域が多くを占めており、水稻と野菜、畜産との複合経営が中心である。また、兼業農家が半数を占めており、農業後継者がいない農家が増加傾向にある。藪川地域は、標高 600～700m と標高が高く、冷涼な気

候条件から、水稻に不利な生産条件であり、大半を飼料作物やそばに転作しており、畜産を中心とした農業経営が中心となっている。

高齢化等による担い手不足により、農業生産活動の停滞や地域の活力の低下が懸念されている。地域内の約 1,800ha（不作付地を含む）の水田については、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図っていく必要がある。

平成 28 年度の作付状況は水田面積の 51 パーセントが主食用米で、次いで飼料用米、牧草、大豆、麦などとなっている。

3 品目別の推進方針

(1) 主食用米

① 現状と課題

当該地域は、うるち米を主体とし、85 パーセントを占めるあきたこまちを中心に作付けが行われている。さらに、価格の上昇が期待される銀河のしずくの栽培適地の確立に向けて取り組みが行われている。

② 推進方針

銀河のしずくなどの新品種の評価向上に取り組みながら需要に応じた作付面積を確保するとともに、消費者及び市場ニーズに対応できる「売れる米作り」を推進する。高度な農業生産工程管理（GAP）の取組みについては、岩手県農業再生協議会と連携しながら、実需者の要望の確認に努め、GAP 取得を希望する農業者の支援を行う。

(2) 非主食用米

① 飼料用米

ア 現状と課題

飼料用米は、水田活用米穀として位置づけ取り組んでいる。また、飼料用米生産農家は、地域内の畜産農家との結びつきが強く、循環型農業の一翼を担っている。

イ 推進方針

飼料用米を転作作物の中心作物の一つに位置づけ、産地交付金により多収品種の導入と耕畜連携（わら利用）の取組を推進する。

また、産地交付金を活用し、担い手への集積、団地化の取組を推進し、作業コストの軽減を図る。

② WCS 用稲

ア 現状と課題

地域の大規模経営体が生産の中心となり、作付面積を維持している。しかし、経営体の母数が少ないため、それぞれの経営体が抱える面積規模が大きく、収穫作業に時間を要している。

イ 推進方針

畜産との連携による経営の多角化を図るために、産地交付金を活用し、担い手への集積を図ることで生産の拡大を目指す。耕畜連携（資源循環）の取組を推進し、生産性向上等、低コスト化につなげる。

③ 加工用米

ア 現状と課題

加工用米は、水田活用米穀として位置づけ取り組んでいる。

実需者から要望される品種を基本とし、県内及び県外需要者との結び付きにより生産をしている。

イ 推進方針

米菓、味噌、酒造用等の用途として、引き続き県内及び県外需要者との結び付きにより、需要に応じて生産数量を確保する。

需要者との結び付きの強化を図るとともに、需要者が求める高品質な生産・出荷に向け、一等米比率の向上を目指す。

④ 備蓄米

ア 現状と課題

備蓄米は、水田活用米穀として位置づけ取り組んでいる。一括管理方式により、基準収穫量による出荷がされている。

イ 推進方針

主食用米の需要の減少が見込まれる中、主食用米に代わる水田フル活用作物として米生産者の作付意向を勘案しつつ、有効的な取り組みを図る。

(3) 小麦

① 現状と課題

小麦については、ゆきちからやナンブコムギが主に玉山地域及び渋民地域で大規模経営体により栽培されている。玉山地域は小規模な農地が点在するので、農地集積が難しい。

② 推進方針

産地交付金を活用し、担い手への利用集積を推進し、作業効率の向上を図ることで生産性の向上を目指す。

(4) 大豆

① 現状と課題

大豆を栽培している主な農業者は、農地所有適格法人3人と、個人の担い手農業者である。ブロックローテーションで作付しているため、圃場条件によっては湿害が発生することもあり、年次による単収の変動が顕著となっている。

② 推進方針

作業効率の向上や経費低減を目的に、産地交付金の活用による担い手への利用集積を図るとともに、実需者が求める高品質な大豆の安定生産を推進する。また、圃場排水性の向上など基本的な耕種管理を推進する。

(5) 黒平大豆

① 現状と課題

玉山地域の特色ある作物であることから人気があるが、単収が少ないことや、機械化の限界などから作付面積が伸び悩んでいる点が大きな問題となっている。さらに、農業者の高齢化により、栽培面積の減少が懸念される。

② 推進方針

産地交付金の活用により、産地形成と農家の所得保障を図ることで生産の拡大を目指す。さらに、需要者が求める高品質な生産・出荷に向け、一等級比率の向上を目指す。

(6) 飼料作物

① 現状と課題

飼料作物の大部分が永年性牧草であり、畜産農家が自らの圃場で飼料作物を生産し、飼育する家畜に与えられている。

② 推進方針

自給飼料の生産の継続と、地域内での耕畜連携（水田放牧・資源循環）の取組をさらに進めることにより、安定した生産と供給を図る。

また、産地交付金を活用して担い手への利用集積を推進し、良質な飼料生産の拡大を目指す。

(7) そば

① 現状と課題

基幹作のほかに、渋民地域では小麦を収穫した後の二毛作としてそば栽培が定着してきた。台風、湿害などにより、年度ごとに収穫量の増減が大きいので、対策を講じながら減収を防ぐ必要がある。

② 推進方針

産地交付金を活用し、そばの基幹作及び二毛作を推進し、作付面積の維持・拡大を目指す。また、排水・暗渠対策の取組を推奨することにより品質・単収の向上を図る。

(8) 野菜, 花き, 果樹, 雑穀

① 現状と課題

地域内では減反政策が開始した頃より、積極的に作付けを推進してきた。しかし、個人農業者による作付けが多く、農業者の高齢化による栽培面積の減少が問題となっている。

② 推進方針

「キャベツ」, 「きゅうり」, 「とまと」, 「ねぎ」, 「ほうれんそう」, 「未成熟とうもろこし」, 「りんどう」の全7品目を、地域振興作物と位置づけ、面積拡大による産地化を図る。

その他野菜についても、広く振興することで、農業者がそれぞれの農地の特性に合わせた作物を選択し作付することを推進するとともに、農業・農村の所得増加につなげる。

花き・果樹・雑穀については、産地交付金の活用により生産を拡大する。

4 担い手と農地集積

(1) 現状と課題

① 認定農業者

盛岡市の平成 27 年度の農業経営体数は 2,781 経営体（盛岡・都南地域を含む）で、この5年間で約 15 パーセント減少し、同時に高齢化が進んでいる。

玉山地域の認定農業者についても、高齢化により再認定申請の見送り等により減少傾向であるものの認定数は、100 経営体前後で推移している。

引き続き、担い手の確保、育成を図るとともに、経営の規模拡大に向けて、雇用労力の確保や、機械化等により経営の効率化を進めていく必要がある。

② 集落営農組織

平成 29 年 3 月末現在の集落営農組織は 8 組織で、うち、法人化した集落営農組織は 3 組織となっている。

集落営農組織の維持・継続に向けては、経営の効率化を図ることが重要であり、機械・施設の所有や農地の利用集積を図る上でも、法人化を進めていくことが必要である。

③農地集積

平成 26 年度に農地中間管理機構が創設され、農地集積が進んでいる。

一方で、中山間地域においては、高齢化により担い手が不足していることや、小さな圃場が点在していることが課題に挙げられる。

このような中、地域農業マスタープランの平成 28 年度の担い手への水田集積面積は 748ha、集積率 42.5 パーセントとなっており、今後、集積に向けた取り組みがさらに必要となっている。

(2) 推進方針

地域農業マスタープランを基本に据え、同プランに位置付けられた認定農業者や集落営農組織など、中心経営体を育成する。

①認定農業者

農業経営改善計画の着実な達成に向け、経営力の向上に意欲的な農業者のグループ化など自己研さん・相互研さんの場づくりを進めるなど、経営改善の取組を推進するほか、地域農業をけん引するリーディング経営体の候補者に対して集中的な支援を行う。

また、地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体のうち、認定農業者でない経営体は、認定農業者への誘導を図りながら、複式簿記や単年度経営計画の作成、農業経営指標による自己点検の実施など、経営改善の取組を促進する。

②集落営農組織

経営計画の作成や組織運営のノウハウ習得など、法人化に向けた取組を進める。

法人化した集落営農組織に対しては、経営や栽培技術の指導などによる経営計画の達成支援や組織の課題解決に向けた情報共有の機会の設定など関係機関と連携し、きめ細かな支援を行っていく。

③農地集積

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けや農地整備事業などを活用し、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。

5 関係機関・団体の役割

(1) 盛岡市玉山地域農業再生協議会の構成団体は、それぞれの役割のもとに協力し、農業者、集落及び農業団体の自主性と創意工夫を尊重しながら、「需要に応じた米生産」等の取組みを支援するものとする。

(2) 盛岡市玉山地域農業再生協議会は、農業団体、行政のほか、実需者及び消費者団体の参画を得て、その体制を強化するとともに、水田農業の推進方針の実現に向けた地域全体の調整機関としての役割を遂行するものとする。